

令和2年10月30日

保護者 様

浅口市教育委員会  
教育長 中野 留美  
浅口市立金光吉備小学校  
校長 襟立 良夫

## インフルエンザに係る治癒証明書の取扱いの変更について

平素より本市の教育活動にご理解・ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、日々、基本的な感染症対策の徹底等、ご協力いただきまして感謝申し上げます。

この度、令和2年10月16日付け保健第222号「インフルエンザに係る治癒証明書の取扱いの変更について」が岡山県教育庁保健体育課より発出されました。これにより、インフルエンザ流行期に治癒証明書の取得のために医療機関を再度受診することによる他の感染症に罹患するリスク及び保護者の負担等を考慮し、県立学校におけるインフルエンザに係る治癒証明書の取扱いが変更となりました。

本市においても、浅口医師会のご助言をもとに、令和2年11月1日より、インフルエンザに係る治癒証明書の取扱いを県立学校と同様に変更します。別紙の様式と記入例をご確認いただき、以下のようにご対応ください。

引き続き、感染症拡大防止へのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

### 記

#### (1) 「インフルエンザ」の治癒証明書について

お子様がインフルエンザに罹患し、再登校園する場合、これまで提出していただいていた治癒証明書を学校園へ提出する必要はありません。その代替として、保護者が罹患報告書（別紙）に記入し、お子様が再登校園する際に学校園に提出してください。

※罹患報告書（別紙）と記入例については、浅口市教育委員会のHPからダウンロードできます。（学校園でもお渡しできます）

#### (2) 「その他の感染症」の治癒証明書について

インフルエンザ以外の学校保健安全施行規則第18条に規定する感染症に罹患し、再登校園する場合、これまで通りの治癒証明書（学校園でのお渡しになります）を学校園に提出してください。

#### (3) その他

インフルエンザやその他の感染症の診断を受けた場合は、速やかに学校園に連絡をしてください。これまで通り、学校園に連絡があった日から「出席停止」となります。なお、風邪症状による欠席については、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、引き続き「出席停止」扱いとなります。